

# カワサキ会計事務所だより

令和2年 5月号

発行所 カワサキ会計事務所  
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F  
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835  
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>  
発行人 税理士 川崎 清廣

## 5月の税務カレンダー

固定資産税 第1期

長崎市ホームページより

## 新型コロナウイルス感染症緊急対策関連について

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対し、給付金や助成金が支給されます。

### ●持続化給付金

#### 【対象者】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者(一部、対象外の業種あり)
- ・2019年以前から事業による事業収入(売上)があり、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ・法人の場合は資本金の額または総額が10億円未満、または、資本金・出資金の定めがない場合は常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者

#### 【給付内容】

- ・法人は200万円、個人事業者は100万円  
※昨年1年間の売上からの減少分を上限とする
- ・売上減少分の計算方法  
前年の総売上(事業収入) - (前年同月比△50%の売上 × 12ヶ月)

### ●雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成

#### 【対象者】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

#### 【助成内容・対象】

※R2. 4. 1～R2. 6. 30までの休業等に適用(上限1日8,330円)

- ①休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5)
- ②解雇等を行わない場合、助成率の引き上げ(中小企業9/10)
- ③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ(中小企業2,400円)
- ④新規学卒者など雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヶ月未満の労働者も助成対象
- ⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象

#### 【受給要件の更なる緩和】※一部を抜粋

- ・生産指標の要件を緩和  
(対象期間の初日がR2. 4. 1からR2. 6. 30までの間は、5%減少)
- ・休業規模の要件を緩和

### <緊急事態宣言を5月末迄延長、但し「特定警戒都道府県(13)」とそれ以外の34県に分かれた!>

長崎県は、それ以外の34県に含まれ、徐々に自粛要請・休業要請が解除されるようになりそうです。長崎県の場合、市町村によって解除の状況が異なってくるようです。持続化給付金・雇用調整助成金・融資申し込み等に関する相談や助言依頼等が増加しています。困った時は、ぜひ当事務所へご相談ください。